

亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 7 号

亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。